特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	松戸市 子ども医療費助成に関する事務 重点項目評価 書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	则添2) 変更簡所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務				
②事務の内容	1. 事務の目的 子ども医療費助成は、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童の医療に要する費用を負担 するその保護者に、当該費用の全部又は一部を適正に助成することを事務の目的とする。 2. 事務の全体概要 松戸市(以下「本市」という。)は、申請者から申請書を受理し、保護者の課税状況により医療費助成対 象者の自己負担額を判定し、受給券を交付し、医療費の一部負担金の助成を行う。また、保護者からの 償還申請により医療費の一部負担金の助成を行う。 3. 特定個人情報を取り扱う事務 本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 (2)課税情報を照会し、自己負担額の判定を行う。				
③対象人数	<選択肢>				
	を取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	福祉総合システム				
②システムの機能	1. 異動入力機能 請求者等の相談履歴等、各種届出に基づく入力機能、入力された受給者台帳を管理する機能 2. 帳票発行機能 受給券・認定通知証・支払決定通知書等の作成及び発行をする機能 3. 給付履歴確認機能 診療月・医療機関名・総医療費・一部負担金・公費助成等の現物給付及び償還払いの履歴を確認する機能 4. 支払処理機能 各支払月における支払処理機能 5. 一括処理機能 除票(市外転出又は死亡)・年齢到達による資格の喪失のほか、支払履歴の登載等を一括で処理する機能				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()				
システム2					
①システムの名称	庁内共通連携基盤システム(宛名システム等と同義)				
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2. 宛名情報等管理機能 庁内共通連携基盤システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能 5. 権限管理機能 庁内共通連携基盤システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能 や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能				
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバ・他業務システム)				

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、庁内共通連携基盤システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。また、セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、庁内共通連携基盤システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能 8. セキュリティ管理機能 昨号化ン符号機能と鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 いッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())
システム4	
①システムの名称	番号管理システム
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号を、各業務システムからの求めに応じ、庁内共通連携基盤システムを通じて必要な場合のみ個人番号を提供する。また、個人番号を必要としない業務については、庁内のみの連携キーである宛名番号を提供し、番号の参照経路を一元化することにより、セキュリティの強化を図る。番号管理システムは、以下の番号を管理する機能を持つ。 1. 個人番号 地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号 2. 団体内統合宛名番号 既存業務システムが管理している送付先等の宛名情報を、中間サーバの符号及び個人番号と連携させ、個人を一意に特定するための番号 3. 宛名番号 庁内における各業務システムと宛名及び業務情報のひも付けのために所持する番号
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○] その他 (中間サーバ・他業務システム)

3. 特定個人情報ファイル名						
子ども医療費助成情報ファイル						
4. 個人番号の利用 ※						
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項					
5. 情報提供ネットワークシ	10.100					
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(要施する)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(
②法令上の根拠	番号法第19条第8号					
6. 評価実施機関における	6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	子ども部 子育て支援課 児童給付担当室					
②所属長の役職名	児童給付担当室長					
7. 他の評価実施機関						

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成情報フ	アイル
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③対象となる本人の範囲	一 ※ 子ども医療費助成受給券の受給者及び扶養義務者
その必要性	松戸市子ども医療費の助成に関する規則に基づき、子ども医療費の適正な助成を目的としているため、 必要な範囲の特定個人情報を保有。
④記録される項目	<選択肢>〔 50項目以上100項目未満 〕(選択肢>(1)10項目未満 ② 2)10項目以上50項目未満 ② 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項目	 ・識別情報 (〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報
その妥当性	1. 個人番号・4情報・その他住民票関係情報 本人特定を行い、各情報を記録し、受給資格者台帳の基礎とするため。 2. その他識別情報 受給資格者ごとに受給者番号を付して、受給状況を管理するため。 3. 連絡先 受給資格者の扶養義務者に問合せや連絡を行うため。 4. 地方税関係情報 自己負担額判定の審査に用いるため。 5. 医療保険関係情報 医療機関の診療状況を確認するため。 6. 児童福祉・子育て関係情報 申請者からの聴取り情報等の特記事項を記載するため。 7. 生活保護・社会福祉関係情報 他制度の受給状況等を確認するため。 8. その他(支払口座情報等) 償還払いを口座振込するため。
全ての記録項	<mark>目</mark> 別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	子ども部 子育て支援課 児童給付担当室

3. 特	定個人情	輯の入手・ℓ	使用				
			[〇] 本人又は本人の代理人				
			[〇]評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課)				
			[]行政機関・独立行政法人等 ()				
①人目	手元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市区町村)				
			[]民間事業者 ()				
			[]その他 ()				
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ				
②入手	F 士 注		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム				
②八日	一刀压		[〇] 情報提供ネットワークシステム				
			[〇]その他 (庁内共通連携基盤システム)				
③使用	用目的 ※		子ども医療費の適正な助成をするため。				
		使用部署	子ども部 子育て支援課 児童給付担当室				
④使用の主体		使用者数	 <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 				
⑤使用方法			申請者からの申請書類の記載内容を確認するために使用する。				
情報の突合		の突合	申請書類記載内容との突合により確認を行う。				
6使用	開始日		平成28年1月1日				
4. 特	定個人情	載ファイルの	の取扱いの委託				
委託0	つ有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件				
委託	事項1		福祉総合システムの運用・保守業務				
①委託	托内容		福祉総合システムの運用・保守業務				
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>				
③委託先名			株式会社 アイネス				
④再委託の有無 ※		の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法					
	⑥再委託	事項					

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
1= W	[]提供を行っている ()件 []移転を行っている ()件
提供・移転の有無	[〇] 行っていない		
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲			
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム[]電子メール[]フラッシュメモリ[]その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除 []紙	;< _°)
⑦時期·頻度			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報		∠'82+□# \	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲			
	[]庁内連携システム	[] 専用線	
On to Live	[]電子メール	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除	(。)
⑥移転方法	[] フラッシュメ モ リ	[]紙	
	[]その他 (- 3 124)
⑦時期·頻度			,
6. 特定個人情報の保管・	2 4 土		
保管場所 ※	1. 紙及び媒体における措置 施錠できるキャビネットに保管する。 2. 福祉総合システムにおける措置 生体認証により立入り制限がされた管: 3. 庁内共通連携基盤システムにおける (1)庁内共通連携基盤システムはデータ 室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、データセンターの- ベースに保存され、バックアップもデータ る。 4. 中間サーバ・プラットフォームにおける (1)中間サーバ・プラットフォームはデー 室への入室を厳重に管理する。	措置 ヌセンターに設置しており、データセンターへの入館及 サーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムの センターのサーバ室に設置されたデータベース上に使)データ 保存され 及びサーバ
7. 備考			
_			

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

<福祉総合システム>

1 基本情報

カナ氏名、漢字氏名、生年月日、年齢、性別、住民番号、住民区分、住所、住民日、消除日、申請種別、申請理由、申請年月日、事由発生日、決定年月日、決定結果、決定理由、受給者番号、助成有効期間、制度区分、公費負担者番号、資格取得日、保護者1課税区分、保護者2課税区分、階層区分、受給券有効期間、通院費用区分、費用区分、受給券発効日

2 資格履歴

受給者番号、申請年月日、申請種別、申請理由、決定年月日、決定結果、決定理由

3 福祉世帯情報

氏名、住民番号、住記上の続柄、本人から見た続柄、受給者との関係、該当日、非該当日

4 保険情報

保険者番号、保険者名、資格取得日、資格喪失日、被保険者名、記号・番号

5 住基情報

最新異動日、住民日、消除日、住定日、最新異動事由、増異動事由、減異動事由、住定事由、最新届出日、増異動届出日、住定届出日、住所、転入元住所、転出先住所、外国人登録番号、在留力一ド番号、在留資格、在留期間、在留期間コード、国籍、第30条45規定区分、外国人住民となった日

6 所得情報

収入、所得、住民税法所得控除、所得税法税額控除、扶養人数、税額

7 所得判定詳細情報

氏名、住民番号、性別、生年月日、受給者との関係、マスタ、同意、控除後所得額、扶養、限度額

8 連絡先管理

優先順位、自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号、勤務先FAX番号、メールアドレス

9 口座情報

金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人

10 メモ情報

入力日、入力時間、入力担当者、内容

11 生活保護情報

ケース番号、生保開始日、生保終了日

12 給付確認

申請種別、決定年月日、有効期間開始、有効期間終了、課税区分、費用区分、保険者名、被保険者名、記号番号、支払日、支払金額、医療費等、手数料、銀行名、支店名、口座番号

<庁内共通連携基盤システム>

福祉総合システムの一部情報の副本

<中間サーバ・プラットフォーム>

福祉総合システムの一部情報及び情報提供用個人識別符号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスク: 目的外の入手が行わ	れるリスク
リスクに対する措置の内容	1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 (1)窓口において本人又は同一世帯員であることの本人確認をしている。そのほか、紙情報等について、対象者であることの確認を行っている。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置
	(1)申請書等の記載項目について、必要な情報のみに限定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 1. 福祉総合システムにおける措置 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えたひも付けが 行われないように措置している。 リスクに対する措置の内容 2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)個人番号利用事務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 (2)個人番号利用事務以外の業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを 提供し、個人番号には一切アクセスできないよう連携構築及びアクセス制御を行う。 <選択肢> 十分である 1 Γ 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 Γ 行っている] 1) 行っている 2) 行っていない 1. 定められた方法により認証を行う。 具体的な管理方法 2. ユーザごとに利用可能な端末を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 3. システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。 1. アクセス権限の発効管理・失効管理を行う。 2. 共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 3. アクセス権限の失効時にはシステムの権限でなく、端末にログインするためのアカウントも停止させ その他の措置の内容 4. 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。 5. 年に1回程度、記録事項に問題がないか点検を行う。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託					[] 委託しない
リスク	: 委託先における不正な	は使用等の	のリスク						
	2約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定	めていない
	規定の内容	2. 直接3 3. 許可な 4. 許可な	又は間接に知り得 なしにデータを指っ なしにデータを複写	た秘密を ほ目的以 よくは複	E他に漏 外に使 製してに	理体制を予め文書 らしてはならない。 用又は第三者へ提 はならない。 務の処理状況の記	契約終了後はしてはなら	も同様ない。	
	E先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている	3	1	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい		2)十 4)再	分に行っている 委託していない
	具体的な方法)処理を第三者に委 导た場合は、この限			負わせてはならない。た いる。
その他	2の措置の内容	_							
リスク・	への対策は十分か	[十分である		J	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて		2) +	分である
特定個	人情報ファイルの取扱し	小の委託(こおけるその他の	リスク及	びその「	リスクに対する措置	1		
2. 外部 切かど 3. 個儿 置、利	うかを適時確認する。 、情報保護に関する規程	ては松戸	市情報セキュリテ 整備、組織的安全	:管理措	置、人的	安全管理措置、物]理的安全管	理措置	情報保護管理の体制が適 置、技術的安全管理措 満たない業者とは委託契
5. 特	定個人情報の提供・移転	を (委託や	情報提供ネットワ	リークシス	ステムを	通じた提供を除く。	,)	[C)]提供・移転しない
リスク	不正な提供・移転が行	う われるリ	スク						
特定個 関する	■人情報の提供・移転に ルール	[<選択肢> 1) 定めている 		2) 定	めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法								
その他	の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[7	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて		2) +	分である
特定個 る措置	 人情報の提供・移転(多	託や情報	展提供ネットワーク	システム	ふを通じ	た提供を除く。)にお	おけるその他	のリス	くク及びそのリスクに対す

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 1接続しない(入手) 「〇〕接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 1. 庁内共通理携基盤ンステムにおける措直 (1)特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。 (2)特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検を行う。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許 可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求 め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証の受領後、情報照会を実施することになる。つま り、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリ スクに対応している。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンラ リスクに対する措置の内容 イン連携を抑止する仕組みになっている。 <選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <選択肢>] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- (1)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに 対応している。
- 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
- (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合
- 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え い等のリスクを極小化する。

7. 糇	持定個人情報の保管・	消去				
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク				
①事故発生時手順の策定・周 知		[十分に行っている]	<選択肢>1) 特に力を入れて行・3) 十分に行っていなし	っている 2) 十分に行っている '	
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
その作	也の措置の内容	1. 本市における物理的対策 (1)届出書等については、が (2)セキュリティ区域を明確 (3)許可された者のみ、定め (4)サーバ室内には生体認 (5)バックアップ媒体は、サー (6)停電(落雷等)によるデー (2. 本市における技術的対策 (1)コンピュータウイルス対 ムに対応するため、定期的に (2)不正アクセスを防止する	にし、入退かられた方。 いられた方。 一が一を 一を消失を サフトウィルス/	室管理を行う。 法によりサーバ室への入 監視カメラを設置する。 D施錠管理されている場所 防ぐため、各サーバに無 エアを導入し、ウイルスチ ペターンの更新を行う。	室を可能とする。 所で保管する。 停電電源装置を付設する。 ェックを行う。また、最新の不正さ	プログラ
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている。		

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1. 中間サーバ・プラットフォームにおける物理的措置
- (1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理を行う。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける技術的措置
- (1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- (2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査 [〇]内部監査 実施の有無 [〇] 自己点検 Γ] 外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> [十分に行っている 1 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 従業者に対する教育・啓発 1. 所管課における措置 個人情報保護について、随時、所属内研修を実施する。 2. 本市における教育・啓発 (1)情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 (2)本市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生し 具体的な方法 た事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施す (2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、あらかじめ運用規則等について研修を行う。

10. その他のリスク対策

1. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室			
① 詞 水 元	電話番号 047-366-7107			
②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、窓口に提出する。			
③法令による特別の手続				
④個人情報ファイル簿への不 記載等				
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
①連絡先	松戸市 子ども部 子育て支援課 児童給付担当室 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-3127			
②対応方法	問合せ受付時に、その対応について記録を残す。			

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	平成27年11月27日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】						
①方法						
②実施日・期間	_					
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日						
②方法	_					
③結果	_					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	0		児童給付担当室長 小山 智之	事後	人事異動
	典2-(5)保有開始日		平成28年1月	事後	その他
平成28年6月30日	Ⅲ-7過去3年以内の重大事 故の発生	発生あり	発生なし		事故が過去3年以内では発生していないことにより修正
令和1年6月27日	I基本情報 6-②所属長の 役職名	児童給付担当室長 小山 智之	児童給付担当室長	事後	様式変更